

調達要求番号 : 1016

自衛隊新潟地方協力本部

| | | | |
|----|---------------|---------|--------|
| 件名 | 産業廃棄物収集運搬処理役務 | 仕様書番号 | 45 |
| | | 作成年月日 | 7.6.22 |
| | | 変更年月日 | |
| | | 作成課(室)名 | 総務課 |

1 適用範囲
本仕様書は、自衛隊新潟地方協力本部において実施する「産業廃棄物収集運搬処理役務」について適用する。

2 予定数量・種類等

| 連番 | 品名 | 単位 | 予定数量 |
|----|----------|----|------|
| 1 | 木くず | kg | 300 |
| 2 | 廃プラスチック類 | kg | 350 |
| 3 | 石膏ボード | kg | 200 |
| 4 | ガラス陶磁器くず | kg | 200 |
| 5 | 金属くず | kg | 800 |

その他については別途調整による。
細部は現地にて確認
収集運搬については年度内に2回、官側からの連絡により収集運搬するものとする。

3 引渡し場所
新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
自衛隊新潟地方協力本部 車庫棟

4 納期
～令和8年3月31日

5 一般的事項
契約相手方は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、確実に処理するものとする。なお本役務の履行にあたっては、第三者に対し損害を及ぼさぬよう万全の処置を講ずるものとし、損害が生じた場合には契約相手方の責任において誠意を持ってこれに対処する。

6 役務完了検査
契約相手方が官側へ産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出し、官側による最終処分の確認をもって役務の完了とする。

7 提出書類
産業廃棄物管理票(マニフェスト)

8 その他

- (1) 本仕様書で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。
- (2) 契約相手方は、本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏洩し、又は利用し、又は提供してはならない。